

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 20

法 令	狂犬病予防法
根 拠 条 項	第11条
許 認 可 等 の 種 類	狂犬病にかかった犬若しくはその疑いがある犬の殺害許可
法令の定め	<p>(狂犬病予防員)</p> <p>第3条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。</p> <p>2 予防員は、その事務の従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(狂犬病の犬等の届出)</p> <p>施行規則第16条 法第8条第1項の規定による届出は、次の事項について行うものとする。</p> <p>1 犬にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 所有者の氏名及び住所</p> <p>ロ 登録年度及び登録番号</p> <p>ハ 犬の体格</p> <p>2 (省略)</p> <p>(隔離義務)</p> <p>第9条 前条第1項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(殺害禁止)</p> <p>第11条 第9条第1項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺害してはならない。</p>
審 査 基 準	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難である。
標準処理期間	5日
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 21

法 令	狂犬病予防法
根 拠 条 項	第12条
許 認 可 等 の 種 類	犬の死体の引渡に関する許可
法令の定め	<p>(狂犬病予防員)</p> <p>第3条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。</p> <p>2 予防員は、その事務の従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第8条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑のある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(狂犬病の犬等の届出)</p> <p>施行規則第16条 法第8条第1項の規定による届出は、次の事項について行うものとする。</p> <p>1 犬にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 所有者の氏名及び住所</p> <p>ロ 登録年度及び登録番号</p> <p>ハ 犬の体格</p> <p>2 (省略)</p> <p>(死体の引渡し)</p> <p>第12条 第8条第1項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りではない。</p>
審 査 基 準	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難である。
標準処理期間	5日
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm